

建設コンサルタント業務における 手持ち業務量の制限緩和について

各地方防衛局等で発注する建設コンサルタント業務における配置
予定管理技術者の手持ち業務について、令和3年10月1日以降に
入札公告または手続き開始の公示を行う業務を対象に、次のとおり
制限を緩和することとします。

（手持ち業務量の上限額）

入札公告日（手続き開始の公示日を含む）時点の手持ち業務量が、
5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、手持ち業務に調査基準価格を下回る価格で落札した業務が
ある場合は2.5億円未満かつ5件未満であること。

（手持ち業務量の算定方法）

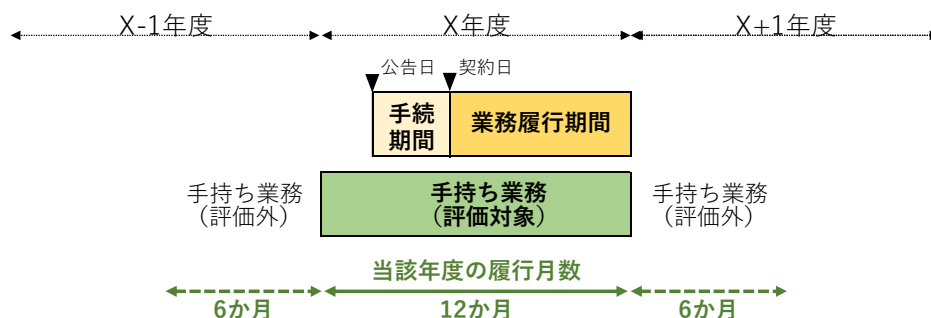
手持ち業務の契約金額を手持ち業務の履行期間の総月数で除し、発
注業務の履行期間に含まれる年度の履行月数を乗じた金額を手持ち業
務の金額として評価する（別紙参照）。

なお、共同企業体として受注した手持ち業務の場合は、さらに共同
体構成員として分担する業務の金額とする。

防衛省 整備計画局施設計画課 契約制度企画室
建設契約審査班 03-3268-3111（内線）36448

発注業務が単年度の場合

手持ち業務：契約金額90,000千円 履行期間24か月

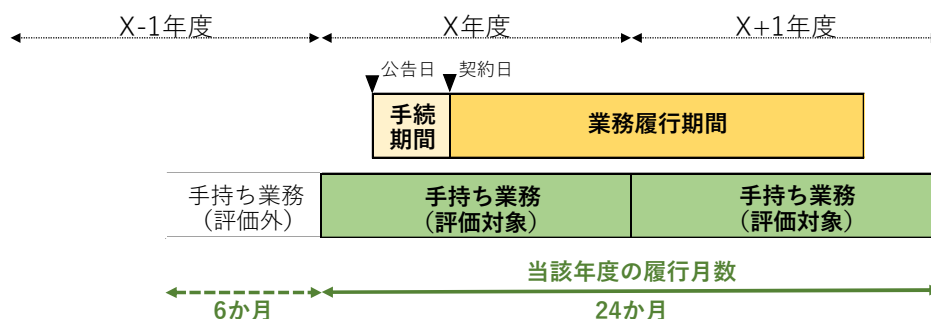


手持ち業務量の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{契約金額} \div \text{総履行期間} \times \text{当該年度の履行月数} \\ & = 90,000 \text{千円} \div 24 \text{か月} \times 12 \text{か月} = 45,000 \text{千円} \end{aligned}$$

発注業務が複数年度の場合(1)

手持ち業務：契約金額210,000千円 履行期間30か月



手持ち業務量の算出方法

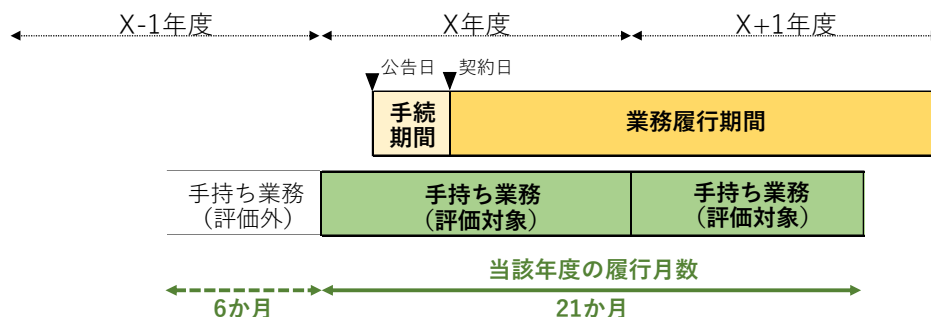
$$\begin{aligned} & \text{契約金額} \div \text{総履行期間} \times \text{当該年度の履行月数} \\ & = 210,000 \text{千円} \div 30 \text{か月} \times 24 \text{か月} = 168,000 \text{千円} \end{aligned}$$

発注業務が複数年度の場合(2)

手持ち業務：契約金額450,000千円 履行期間27か月

A・B共同企業体 (A者担当業務=180,000千円)

分担業務比率(出資比率) = 180,000千円/450,000千円 = 0.4



手持ち業務量の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{契約金額} \div \text{総履行期間} \times \text{当該年度の履行月数} \times \text{分担業務比率} \\ & = 450,000 \text{千円} \div 27 \text{か月} \times 21 \text{か月} \times 0.4 \text{ (A者の場合)} = 140,000 \text{千円} \end{aligned}$$

- ※1 当該年度の履行月数とは、発注業務の公告日から業務履行期限（工期末）までに含まれる年度を対象とする。
- ※2 当該年度の履行月数は、各月の日数に関係なく、ひと月単位として算定するものとする。
- ※3 共同体受注業務の場合、共同体協定書等に分担金額の記載がある場合はその金額を、記載がない場合は総契約金額に出資比率又は分担比率を乗じた金額を各構成員の契約金額と見なす。